

岩手県告示第 544 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局胆沢ダム工事事務所長から次のとおり通知があった。

平成 19 年 7 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 胆沢ダム貯水池周辺 43.2k m²
- 2 公共測量を実施する期間 平成 19 年 5 月 15 日から平成 19 年 9 月 28 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（航空写真撮影・航空レーザ測量）